一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　次条各号に規定する生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の基準）

第六十八条　金融庁長官は、第六十五条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

一　検証基準

二　統計的品質基準

三　較正基準

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の変更に係る届出）

第六十九条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一　第六十七条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合

二　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第二号に掲げる事由が生じた場合には、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の取消し）

第七十条　金融庁長官は、前条第一項第二号に掲げる場合であって、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いることが不適当と判断したときは、第六十五条第一項の承認を取り消すことができる。

２　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、前項の定めるところにより承認を取り消された場合は、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に代えて第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を用いるものとする。

（検証基準）

第七十一条　第六十八条第一号に掲げる「検証基準」とは、必要な技能、知識、専門的知見及び経験を有する検証者によって、算出された生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数の適切性が検証されていることをいう。

（統計的品質基準）

第七十二条　第六十八条第二号に掲げる「統計的品質基準」とは、次の各号に定める要件をいう。

一　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を算出する際に使用したデータが、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものとなっていること。

二　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を算出する際に使用した過去のデータ（第七十五条第一号ロに規定する予測データをいう。以下この号において同じ。）が、同時点の現在推計の計算と整合的であること。ただし、当該時点と基準日時点の現在推計の額の算出に用いるモデル及び前提条件の作成方法（以下この節において「モデル等」という。）に重要な差異がある場合であって、当該差異による影響を調整することが妥当ではない又は困難となる合理的な理由がないときは、当該影響を受けるデータは基準日時点のモデル等に基づくものとする。

三　データを調整する場合は、その理由が合理的なものであること。

四　特定のリスクに関して生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を適用しないこととした場合は、その理由が合理的なものであり、かつ、意図的に生命保険リスクの額を過小評価しようとするものでないこと。

（較正基準）

第七十三条　第六十八条第三号に掲げる「較正基準」とは、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数が、VaR99.5%に較正されていることをいう。

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用）

第七十四条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条に規定するリスクの額を計算するに当たって、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合は、次条から第七十九条までに定める方法により算出した割合を使用するものとする。ただし、第七十二条第四号に規定する場合における生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を適用しないこととした特定のリスクにおいては、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を使用するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けたときに限り、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に代えて第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を用いることができる。

（死亡リスクの割合の算出）

第七十五条　地理的区分の日本の死亡リスクの割合は、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整するこ